

論文要約

塚本遼平

論文題名：

西ドイツにおけるドラッグ問題の社会史的考察—ノルトライン・ヴェストファーレン州の警察と精神医学に焦点を当てて—

論文要約：

今日のドイツにおいてドラッグをめぐる諸問題は、一つの重大な社会問題として定着している。2015年度犯罪統計によれば、ドラッグ犯罪の検挙件数は約28万件にのぼった。これはドイツ再統一後のピークだった2004年とほぼ同水準であり、1991年のおよそ2.8倍に相当する。違法に流通するドラッグの種類も、ヘロイン、大麻製品、コカイン、覚醒剤、LSD、MDMA、リーガル・ハイ（いわゆる危険ドラッグ）など多岐に渡る。違法ドラッグによる依存症の罹患者は約20万人に上ると推定され、近年ではその過剰摂取等によって毎年1,000人前後が命を落としている。これらの統計が表しているように、ドイツにとってドラッグはもはや個人の問題ではなく、社会全体の問題と認識されている。

歴史的に見れば、違法ドラッグをめぐる問題がドイツにおいて広く関心を集めるようになったのは、1960年代末のことである。とりわけ若者たちを担い手として大麻製品やLSDが使用されるようになり、これが西ドイツ社会に「ドラッグの波」の到来として広く認知された。そして続く1970年代に、ヘロインをはじめとする中毒性の高いハード・ドラッグの流通が拡大し、乱用や依存の問題が深刻化してゆくのである。

「ドラッグの波」への対策を連邦政府として本格的に打ち立てたのは、1969年10月に発足した社会民主党と自由民主党の連立政権である。連邦首相W. ブラント率いるこの革新政権は、内政上のスローガンとして「民主化」、「生活の質の向上」、「機会均等」の実現を掲げ、社会保障、教育、そして社会的周辺グループの処遇など様々な分野で改革に取り組んだ。こうした中でブラント政権は、若者を中心に広まりつつあった違法ドラッグ使用への対策にも着手した。1970年11月には「連邦政府ドラッグ・麻薬乱用撲滅プログラム」（以下、活動プログラム）を発表し、西ドイツのドラッグ政策の基本方針を示した。その骨子はおおよそ次のようなものだった。つまり、ドラッグの違法密売に従事する者には、警察等の統制や厳罰をもって対処する。その一方で、軽率にドラッグに手を染めてしまった若者には社会的支援—具体的に言えば、啓蒙や専門家らによる相談や治療—を提供するとした。連邦政府は

こうした複線的な政策に、「我々の時代の最も重要な問題の一つ」と位置づけた若者たちのドラッグ乱用という新たな問題の解決を期したのである。

本論文の課題は、第二次世界大戦後のブーム以前の時期をも視野に収めつつ、こうした基本方針のもとに実施される西ドイツのドラッグ問題への対応策が、1970年代から80年代初頭にかけて実態としてはいかに展開したのかについて明らかにすることである。

ドイツ歴史学においてドラッグは、近年になってようやく関心が高まりつつある、極めて新しい研究テーマであり、ここ十数年でようやく緒に就いたというのが現状である。これは、ドイツは英米とは異なり、ブームが巻き起こる1960年代末まで特筆すべきドラッグ問題を抱えていなかった（少なくともそう見なされてきた）ことと無関係ではない。1960・70年代に関する一次史料の公開が進み、かつ1990年代後半以降ドイツ現代史研究がこの時代の社会的、文化的な諸動向へと分析射程を広げる中で、2000年代後半に入ってようやく、ドイツのドラッグ問題が歴史分析の俎上に載せられるようになった。

既往研究の主要な論点の一つは、西ドイツがドラッグのブームにいかに対処しようとしたのかであったが、依然として、権力側の対応に関する詳細な考察が著しく欠如しているという問題が指摘できる。確かに既往研究は、連邦レベルで策定された重要な法令の内容や制定過程を検討してきたものの、実際にそれらの下でいかなる措置が構想・実践されたのかについては等閑視してきた。ドラッグ問題への対応を実態面から考察するには、ドラッグの密売人、使用者や依存者と直接的に対峙する公的機関や専門家集団に注目する必要がある。さらに、そうした対応の実態を1960年代末から70年代初頭前後の時期も含めて分析することも重要だろう。既往研究では、1960年代末までドラッグが社会的耳目を集めることはほとんどなかったとされてきたが、医薬品依存者の対処に当たる実践主体の問題認識や措置について十分な検討を行っているとはいえない。また1970年代前半以降の状況については、西ベルリンを事例にヘロイン使用の拡大の諸相が明らかにされているものの、使用者に深刻な依存症や死をもたらしうるハード・ドラッグ、特にヘロインが1970年代の間に西ドイツのドラッグ市場を席卷してゆく中で、いかなる政策的変化が生じたのか（あるいは生じなかったのか）を実証的に分析するには至っていない。

これらの研究史上の問題点を踏まえ、本論文は主としてドイツ北西部の人口最大州であるノルトライン・ヴェストファーレン（NRW）州を対象とし、特に警察と精神医学に焦点を当てて考察を行う。

対象地域の限定は、ドラッグ問題の実態にアプローチするには不可欠の作業である。というのも、連邦制を敷いているドイツでは、具体的な施策の多くは州や自治体レベルの諸機関

によって実践されるからである。分析の対象地域として NRW 州を選択したのは、特に以下の二つの理由による。第一に、同州にはケルンやデュッセルドルフ、ドルトムントといった大都市に加え、中小都市やより小規模な自治体が点在しており、ドラッグ問題が大都市に限定されない広範囲にわたる問題であったことを明らかにできると考えたからである。第二に、NRW 州は、1960 年代からヨーロッパにおける違法ドラッグ売買の中心地とされたオランダに隣接しており、同国が西ドイツのドラッグ市場の形成に与えた影響を視野に収めることができると見込んだためである。

本論文が第一に注目するのは、警察である。警察は国家権力の発動機関として、ドラッグの社会的拡大の阻止という課題に極めて重要な役割を担う組織である。ドラッグ統制の主要機関として、ドラッグ規制法等の法令に違反する犯罪行為を取り締まることが最重要の任務となる。本論文は特に、警察が誰を取り締まりのターゲットとして想定し、それをいかなる方法で成し遂げようとしたのかを明らかにすることを課題としたい。国家あるいは州レベルで決定された政策的指針に一定の制約は受けつつも、実際にどのような統制戦略が採用されるのかは警察の裁量によるところが大きい。したがって、ドラッグ問題に西ドイツがいかにして対処しようとしたのか、その実態に迫るうえで警察の役割を分析する意義は非常に大きいと言えるだろう。

さらに警察のドラッグ統制の考察は、西ドイツ警察史研究にも一定の貢献をなしうる。既往研究は、1960 年代半ばに警察の犯罪撲滅の取り組みに重要な変化が生じたと指摘している。犯罪増加に対する住民の不安増幅を背景に、警察は、犯罪が起きてから対処するのではなくその発生を未然に防止することで、住民の安全をより積極的に創出することに重点を置くようになったという。また、1960 年代末以降警察は福祉領域にも積極的に介入し、刑事警察レベルで科学的に犯罪者を把握することで犯罪を予防するようになったことが論じられている。本論文では、1960 年代以降に起きたドイツ警察史上のこうした重要な変化がドラッグ統制においても見られたのか、とすればいかなる形で展開したのかに着目し実証を行う。

本論文は警察機構の中でも、特に NRW 州警察の統制活動に焦点を当てる。第二次世界大戦終結後ドイツ警察は、ナチ期の中央集権的機構から地方分権的機構への改編が目指され、基本的に州が管轄するものとされた。NRW 州においては 1953 年警察組織法の施行により、州内務省が州警察の最上級官庁として規定された。州警察には、特に重大犯罪の科学的分析や情報収集に従事する州刑事庁や、各自治体に配置される警察署が含まれ、犯罪捜査に当たる刑事警察や、パトロールなどの日常業務を行う治安警察が業務執行に当たった。本論文に

において、これらの州警察機構以外で重要となるのは、連邦全土の警察中央機関として各州の刑事警察の活動を調整し、犯罪者等に関する情報の収集や分析といった任務に従事した連邦刑事庁である。

本論文が次に注目するのは、ドラッグ依存者の治療を担当した精神医学である。精神科医は、ドラッグ依存症を患った、いわば社会的規範から逸脱してしまった者に医学的治療を施し、社会への復帰を促す任務を負った。周知のように精神医療の歴史は、フーコーが近代ヨーロッパにおける精神病患者の精神病院への閉じ込めと矯正を論じて以来、歴史学の研究テーマとして取り上げられるようになった。近年のドイツ精神医学史研究では、精神医療施設における患者の収容状況の劣悪さが社会問題化されたことを契機に始まる、1970年代の精神医学改革の歴史的展開がクローズアップされてきた。しかしドラッグ依存者の処遇に関しては、精神医学史研究の中でもほとんど論じられておらず、ブランド政権下で支援されるべき対象グループに含まれたことが触れられているのみである。事実1970年から依存治療体制の整備が本格化してゆくが、本論文は特に、その過程において精神医療の専門家たちが何を重視したのか、そして彼らが提供する医療に対し、支援の受給者として想定された依存者はいかなる反応を示したのかに焦点を当てたい。それによって、複線的なドラッグ政策の一翼を担うとされた依存治療の実像が浮き彫りになろう。

本論文は精神医学によるドラッグ依存者の治療の実態を、西ドイツにおいてヘロイン依存の問題が深刻化する1980年代初頭までを対象に考察するが、この作業は1990年代以降のドイツのドラッグ政策との関連でも重要であると思われる。ドイツでは、不衛生な注射器具の回し打ちが原因となりドラッグ依存者の間でエイズ・ウイルス感染が確認された1980年代後半から、ドラッグを完全に断ち切ることを依存者に求める伝統的な治療のあり方の転換が模索されてきた。特に1992年の麻薬法改正以降、19世紀末以来精神医学が目指してきた断薬とは異なる新たな諸政策—依存者に対する代替ドラッグの投与、一定の管理下にある施設での中毒性薬物の使用の認可、清潔な注射針の配布など—によって、依存を容認しつつ社会復帰を可能にする取り組みが実践されるようになった。既往研究は、アメリカやイギリス、オランダなどですでに1970年代前半にこれらのプロジェクトの一部が構想・実践されていたのに対し、ドイツではそれが1990年代初頭まで遅れた点を、「無条件の断薬」を強く求めたナチ期のドラッグ政策の残滓として捉えているが、戦後西ドイツの精神医学の依存治療について実証的な考察を行っているわけではない。本論文も1990年代初頭の政策的転換それ自体を分析するに至ってはいないが、それまでに精神医学の依存治療がいかなる状況に置かれていたのかを検討することは、今後この政策的転換の過程を実証する上

で少なからぬ意義をもつものと思われる。

本論文は治療の具体的な実践を検討するため、NRW 州東部の福祉・医療行政を担当するヴェストファーレン・リッペ地方連合 (LWL)、および LWL によって運営される州立病院ないし州立療養所での依存治療に注目する。こうした公的精神医療機関は、ステフェンスの研究が取り上げたような民間の自助組織とは異なり、最も扱いが難しいとされる依存者の治療をも担当せねばならなかった。つまり自発的な入院患者だけでなく、ドラッグ犯罪の廉で検挙され、しばしば刑法に基づいて裁判所から強制的に収容を命じられるような依存者の受け入れにも応じねばならなかったのである。

本論文の実証分析は、以下の史資料に依拠した。連邦文書館に所蔵された連邦各省庁 (連邦官房庁、連邦青少年省、連邦内務省、連邦刑事庁など) に関する未刊行史料に加え、NRW 州立文書館に所蔵された州各省庁 (州官房庁、州内務省、州刑事庁など) やいくつかの警察署に関する未刊行史料である。特に警察関連の史料に関しては、目録の閲覧にも許可申請が必要なものが多く全てを渉猟できているわけではないが、管見の限り既往研究では全く利用されておらず、ミクロレベルでの分析を可能にする貴重な史料である。また精神医療施設における依存治療の考察には、主に LWL 文書館に所蔵された未刊行史料を利用した。特に LWL の精神医療行政の中核を担う保健衛生制度課、そして各精神医療施設の文書が主要な史料となっているが、いずれも過去に閲覧された形跡はなかった。これらの未刊行史料に加え、連邦議会や NRW 州議会の議事録・印刷物、警察の犯罪統計などの刊行史料、そして同時代の犯罪学や精神医学等の学術雑誌、大衆雑誌や新聞などをも用いて考察を進めた。

第 1 章では、第二次世界大戦終結後から 1960 年代半ばにかけてのノルトライン・ヴェストファーレン (NRW) 州におけるドラッグ使用・依存の状況を考察し、それに警察や精神医学がいかに対処しようとしていたのかを明らかにすることで、ドラッグのブーム以前の時期の位置付けを再検討した。

第二次世界大戦後からドラッグブームまでのドラッグ乱用はしばしば、比較的高い年齢層の間で見られた、何らかの疾病の治療の一環で生じる医薬品の過剰摂取だった。医薬品の入手方法は、敗戦後の数年間に横行した闇市の取引を除けば、処方箋と引き換えに行われる薬局での受領だった。正規の服用量に満足できなくなった依存者はしばしば、医師を欺き追加的な処方箋を作成させたり、処方箋の窃盗や偽造を行うことを通じて、自らが望む量の医薬品を獲得した。

そのためドラッグ統制の重点は、こうした医薬品の不正入手の阻止に置かれた。NRW 州を含むドイツ西部を統治したイギリス占領軍政府は、統制の主務機関を刑事警察とする方

針を表明し、依存者あるいは依存の疑いのある者に関する刑事警察への情報提供を義務付け、加えて薬局が保管する薬剤管理帳簿の調査権を刑事警察に付与した。しかし1952年の占領軍政府第95号令の廃止後、統制権限は保健当局へと移管され、ドラッグ統制における刑事警察の役割は大幅に減退した。刑事警察は、1952年以降の犯罪件数の減少がこの統制権限の喪失に起因するとし、ドラッグ統制が成功しているとは決して見なしていなかった。

こうした歴史的な文脈の中で警察は、1960年代に入ると従来注目されていなかった類のドラッグとその担い手に関心を寄せるようになった。外国人と若者の一部によって好んで使用された大麻製品は、警察に、ドラッグ統制における新たな役割を与えうるものだった。この違法なドラッグは、医師や薬局を經由して流通する医薬品とは異なり、薬剤帳簿調査権がなくとも統制が可能だったからである。複数の警察署がドラッグ犯罪に関する情報収集に着手しており、ブーム以前の時期においてすでに、1960年代末以降に顕著になってゆく警察の統制強化の端緒を見出すことができるのである。

ただしこのような危機意識の高まりは、ドラッグ問題の対処に当たる当事者の中でも例外的だった。ドラッグ依存治療を担当した精神科医にとって、ドラッグ依存症はなお目に値しない病だった。確かに公的精神医療機関は、ドラッグ依存者の任意入院だけでなく強制入院にも応じてはいたものの、ドラッグを断ち切らせるという根本理念を成し遂げるための専門的な治療プログラムを有していたわけではなかった。1950年代末に設置された依存症罹患患者専門の医療部門も、主要な対象はアルコール中毒者だった。このようにドラッグへの関心の程度には、問題に対処する当事者によって大きな差異が見られた。

第2章では、1960年代末から70年代初頭にかけてのソフト・ドラッグのブームの諸相をNRW州を事例に明らかにし、ドラッグ乱用に対する撲滅措置の整備過程を特に警察と精神医学に焦点を当てて分析した。

NRW州の違法ドラッグをめぐる状況は、この時期に劇的に変化した。外国人やガムラーの間で使用されていた大麻製品などのソフト・ドラッグが、大学生やギムナジウム生徒の若者たちに、しかも大都市だけでなく中小都市においても幅広く浸透した。彼らがドラッグを取引し使用する場は、酒場やディスコに加え、音楽フェスティバル、さらには学校にまで急速に拡大した。そうした中、連邦省庁と同様NRW州の関係各省庁においても、違法ドラッグの使用は社会的な問題であると認識され、ドラッグの供給者には警察の統制強化をもって、そして需要者として想定される若者たちには啓蒙や相談、治療活動の拡充をもって対応するとの基本方針が形成された。

警察領域においては、犯罪検挙件数の増加と検挙率の低下を根拠に、NRW州内務省が刑

事警察レベルで、外国人密売組織をターゲットとした予防的な犯罪抑止措置の強化に着手した。専門訓練を施された特別捜査官を地下世界に潜入させ、監視活動を通じて犯罪組織に関する情報収集を強化し、偽装取引を持ちかけて予防的な摘発を図る新たな戦略である。しかしドラッグの社会的拡大の阻止のために警察が担った課題は、こうした重大犯罪の撲滅だけではなかった。若者たちが多く集う場を重点的にパトロールし、末端使用者として想定される若者を青少年局に引き渡すことも、特に治安警察や女性刑事警察の重要な任務だった。さらに警察は、若者だけでなく保護者や教育者をも対象にした啓蒙行事にも、福祉行政からの協力要請を受けて参加したほか、自らこれを主宰するようにもなり、広範な住民層を直接教育する役割をも果たしたのである。

ドラッグ依存症をそれまで些末なものに見なしていた精神医学も、若者のドラッグ依存問題に積極的な対応を見せるようになった。LWLの依存治療体制の改革に意欲的だったヒュンネケンスは、ドラッグ依存者の社会復帰に向けて段階的な治療の導入、他分野の専門家の動員、依存者自身の動機づけ強化を提唱した。実際に、治療の意志があると見なされた依存者を対象とした専門科がハム青少年精神医学研究所とヴァルシュタイン州立病院に設置されたほか、治療が困難とされた依存者もアイケルボルン州立病院とハルデム州立病院において厳格な管理下で受け入れられるようになった。とはいえこうした改革の中でも精神医学の専門家たちは、依存者をドラッグによって統御しようとする新たな試みには関心を示さず、断薬という根本理念を変えようとはしなかった。

第3章では、1970年代のNRW州におけるハード・ドラッグ、特にヘロインの台頭と拡大の局面を考察するとともに、それとの関連で警察の統制措置がいかに変容したのかを明らかにした。

1970年代前半には、ドラッグの需給両面で大きな変化が見られた。それまでドラッグ使用の中心層だった大学生やギムナジウム生徒がドラッグから離れる一方、不利な環境に育ち教育程度の低い若者たちの間でより中毒性の高いドラッグの嗜好が強まっているとされた。彼らは薬局への侵入窃盗によって医薬品を獲得したほか、密売買によってヘロインを手にした。特にヘロインは、相対的に安価での購入が可能だったオランダから西ドイツへと密輸され、オランダに隣接するNRW州においてもその市場が形成されるに至った。

ハード・ドラッグの台頭と、住民の安全確保という課題に対処するため、NRW州の各主要都市の警察署は潜入捜査の本格的な実施によって統制を強化したものの、実践の間では様々な困難が生じた。密売組織が警察への警戒を強めたことで容易に偽装取引に応じなくなり、応じた場合であっても、ハード・ドラッグの末端の密売人を利用して取引をさせたた

め、組織の中核の摘発が難しくなった。さらに、犯罪者が警察との対峙を回避するために取引空間を拡大するとともに、ハード・ドラッグの特性を生かし隠蔽手段を多様化させた。警察はこうした、捜査の網の目をかいくぐろうとする多彩な試みに直面したことで大きな成果をあげられず、抑止的措置による統制を強化した。1975年には、支援を受けるべきドラッグ使用者が犯罪摘発のターゲットとして想定され、警察官の大規模動員を伴うドラッグ相談所の強制捜査が行われた。

1970年代後半に入ると、ハード・ドラッグの依存者数や過剰摂取による死亡者数の増加が顕著となり、さらに使用者の「プロレタリア化」の傾向も一層進行した。フィクサーたちは、1977年に一時的にヘロインが供給不足に陥った際にも、調達犯罪を通じて代替的なドラッグを入手することで自らの欲求を満たした。供給面においては、ヘロインの取引網の更なる国際化が確認された。1977年の一時的な欠乏状態を経て、オランダ経由で西ドイツへ流入する東南アジア産ヘロインだけでなく、特にトルコから中東産ヘロインが密輸されるようになったことで、供給は安定化した。

激しさを増した西ドイツへのヘロイン流入に対し、各州の警察と同様に危機感を強めていった連邦刑事庁は、最先端の科学捜査技術の導入をもって事態の打開を画策した。1977年には密売組織に関する情報を電子データ処理システムで一元的に管理し、供給者たちの摘発強化を目標とした構想を提案した。しかし各州の刑事庁は、統制活動を通じて得た経験に基づき、供給だけでなく需要の撲滅も統制対象に含めることを求めた。最終的には連邦・各州刑事庁双方の主張を取り入れる形で、1979年に「違法ドラッグ取引・使用撲滅強化構想」が採択され、警察による統制が供給・需要両面を包括することを示す指針が決定されたのである。

第4章では、1970年代初頭に構築されたLWLの依存治療体制が治療の実践過程で直面した諸問題と、それらの克服の試みを80年代初頭までの時期を対象に検討した。

LWLにとって、依存者に断薬を促し社会復帰させることは容易ではなかった。厳格な受け入れ条件を設定したヴェストファーレン青少年精神医学・治療教育学研究所の専門科でさえ、治療を完遂した依存者のうち退院後も継続して断薬できた者は1割程度だった。さらに、専門科を設置したヴァルシュタイン州立病院、あるいは治療の困難と診断された依存者を受け入れたアイケルボルン州立病院やハルデム州立療養所では、患者たちが抵抗を見せることも珍しくはなかった。彼らは断薬のための厳格な治療プログラムに耐え切れず、施設からの脱走、施設内規則の変更の要求、そして暴力行為が相次いだ。

こうした精神医療施設における窮境は、ハード・ドラッグ依存が深刻化する1970年代後

半に一層先鋭化した。ヴァルシュタイン州立病院では、患者の依存歴が長期化し一人当たりにより長い治療期間を割かねばならなくなった一方、増床には慎重な姿勢が見られたために、依存者の増加という事態に十分に対応することができなかった。また、警察によって犯罪化された依存者の増加と、犯罪者の処遇において治療を促進する刑法の施行という複層的な要因によって、強制入院対象者が急増した結果、ハルデム病院では過剰収容による院内秩序の崩壊が顕在化した。

こうした危機的状況に LWL は、さしあたってハルデム病院での受け入れ停止と強制入院患者の転院で対処しようとしたが、これは過剰収容に対する対症療法に過ぎなかった。転院先となったアイケルボルン州立病院でも過剰収容が発生し、さらにハルデム病院にも再び受け入れ要請の圧力が強まり定員を超える患者を収容せねばならなくなったのである。根本的な解決を図るために LWL が重視したのは、どれだけ多くの病床を創出するかということだった。1980 年代初頭にかけて精神医学の専門家たちは、いかにして受け入れ規模の拡大を成し遂げるかという点に大きな関心を寄せた。これとは対照的に、治療目標や治療方法の抜本的な改革が議論の俎上に載せられることはなかった。ドラッグ依存の深刻化や依存治療体制の危機が明らかになる中でもなお、精神医学の専門家たちは、ドラッグを完全に断ち切らねばならないとする伝統的な理念それ自体に修正を試みようとはしなかったのである。

以上の考察から、以下の諸点を指摘できよう。まず、ドラッグ問題への対応は、実態としては、連邦政府が示した基本方針と必ずしも一致した形で展開しなかったという点である。序章および第 2 章で述べたように、ブランド政権は、ドラッグの供給者に対する抑止的措置と需要者に対する「社会政策的」措置をもって問題の解決を図ろうとした。警察には、とりわけ密売組織による犯罪の撲滅に貢献することが期待された。しかし、実際の警察の統制活動はそれにとどまるものではなく、またドラッグ問題の深刻化に伴ってこの点は一層顕著になった。すでに 1970 年代初頭には、警察は福祉領域にも積極的に介入し始めていた。このことは、若者が集う場で取り締まりを福祉当局との協力の下で実施し、また住民に向けた啓蒙行事を自ら主催するなど、警察が「教育者」としての役割を果たしていたことから見て取れる。1970 年代半ばには、犯罪組織の摘発が困難になる中で、警察は実践の場において抑止的措置を末端使用者にも講じるようになった。さらに 1979 年に策定された「違法麻薬取引・使用撲滅強化構想」は、ドラッグの供給と並んで需要の撲滅を警察のドラッグ統制における重要課題として明示した規定と位置付けることができる。

警察のドラッグ統制の実態分析からは、こうした統制対象の拡大とともに、ドラッグとい

う脅威から住民を守るために警察が予防的措置を強化してゆくという局面も明らかとなった。NRW 州では 1969 年に、州内務省警察局が密売組織の予防的な摘発のため積極的な監視・情報収集活動を試験的に開始し、その後主要警察署が実践へと移していった。そして上述の啓蒙活動は、住民全体を対象に、ドラッグへの接触の未然防止を図ったものだった。さらに 1970 年代末にかけて警察は、供給者だけでなく使用者をも含めた情報の科学的な管理・処理によって、あらゆる潜在的な危険を包括的に把握しようとする戦略を発展させた。

依存治療の実態に関する考察からは、支援の受給者として想定された依存者たちが、精神科医に対して決して受け身の存在ではなかったことが指摘できる。彼らは精神科医が掲げた、ドラッグは完全に断ち切らねばならないという根本理念に対して激しく反発した。治療から逃亡するだけでなく、施設のルールを自らの生活を過度に束縛するものと捉え主体的に変更を迫る、あるいは時に暴力行為に訴えるなど、断薬の要求への抵抗手段は様々であった。精神科医が目指した理想と依存者たちの欲求との間にはあまりにも大きな隔たりが存在したのである。

1970 年から整備された LWL のドラッグ依存治療体制は、こうした患者側の反抗的態度に加えて、ドラッグ依存者を取り巻く環境の目まぐるしい変化にさらされた。ハード・ドラッグ、特にヘロインの長期的な使用によって一層治癒の困難な依存症を抱えた患者が増加し、また警察の統制強化と刑法改正という外的要因によって強制入院患者が急増する中で、LWL は病床拡充に活路を見出そうとせざるをえなかったのである。こうした状況が、断薬に代わるメサドン置換療法の導入を LWL も 1980 年代後半から模索し始める事実といかなる関連を持つのか。まもなく公開される一次史料をもって、今後解明してゆかねばならない課題となろう。